

平成27年 6月11日

豊浦町議会議長 木 村 辰 二 様

産業建設常任委員会

委員長 千 葉 豊

所管事務調査報告について

本委員会は、下記の所管事務調査等を終了したので報告します。

記

1. 調査事項(所管事務調査)

- (1) 礼文華「未来の会」の実態について
- (2) 大規模拡大農業(桜地区)の実態について
- (3) 町有林樹木の実態と整備等について
- (4) 公施設の管理の実態と今後の見直しについて
- (5) 平成26年度第1次産業の生産状況の実態について

<現地調査> … 第4回目

- ① 町有林樹木の実態と整備について(礼文華及び桜地区)

<書面調査>

(1)から(4)は、都合4回の書面調査を実施した。

2. 調査の結果

別紙のとおり

[産業建設常任委員会所管事務調査報告書]

1. 調査月日

- ① 平成27年 1月29日、
- ② 平成27年 2月12日
- ③ 平成27年 2月23日
- ④ 平成27年 4月20日(現地調査)

2. 出席委員

委員長	千葉 豊
副委員長	山田 秀人
委員	渡辺 訓雄
〃	世戸 宏造
議長	木村 辰二

3. 説明員等

副町長	小川 英紀
水産商工振興課長	杉谷 佳昭
農政振興課長	瀬野 栄一
農政係長	石川 壮輔
林政係長	西 良行
水産振興係長	堤 輔
議会事務局長	澁谷 豊彦
同書記	荻野 貴史

(1) 礼文華「未来の会」の実態について

【現 状】

当該礼文華地区においては、平成13年度から中山間地域等直接支払制度が導入され、農業者が「礼文華農業未来の会」を組織し、集落協定に基づいた活動に取り組んでいる。

協定参加者は、農業者個人や農業生産法人、農業協同組合等の25名で組織され、田(47.4ha)、畑(33.3ha)の合計80.7haの農用地において、年/4,962千円の交付金を受領し継続的に生産活動

等が行われ、新たな耕作放棄地の発生防止に努めているが、近年の少子高齢化の影響もあり地区の現状を維持することが精一杯の状況である。

今後においては、地域外からの担い手等の確保が必須となっている。

【所見】

中山間地域等直接支払制度が導入され、耕作放棄地の発生防止や持続的な農業生産活動等を定めた集落協定を締結して活動に取り組む農業者に対して直接支払制度の交付金(年/4, 962千円)が交付されている。

また、協定に基づく取り組みの内容としては、観光農園事業の実施や廃プラ収集運搬、鳥獣害駆除対策、認定農業者研修、農地管理及び農地管理状況確認等が協定面積80.7haの農用地において農業生産活動が継続的に行われ、新たな耕作放棄地の発生が防止されたところである。

さらには、多面的機能の維持・増進として、いちご狩り観光農園を核とした共同活動を行うことによって、都市住民や地域農業者の交流の場となり地域活動が一層活性化されたものではあるが、当該事業の実施に伴い地域における新たな耕作放棄地の発生が防止された一方、少子・高齢化の影響もあり、現状を維持することが精一杯の状況であることから、新規就農者の確保はもとより、地域外からの担い手の参入が喫緊の課題である。

(2) 大規模拡大農業の実態について … (桜地区)

【現状】

地域農用地面積の規模拡大を目指す担い手が農地利用集積円滑化団体(豊浦町が事務局)を通じて、新たに農用地の利用権を設定した場合に国から農業者に対して10a/2万円が交付されるもので、平成25年度は桜地区において牧草やカボチャ等の作付面積で約75ha(150万円)が事業化され、担い手農業者と土地所有者の賃貸借では10a/4千円が6年間にわたり約75ha(30万円)が交付されるものである。

農用地利用集積円滑化団体は、農地所有者(出し手)から貸し付け等の委任を受け、面的にまとめて担い手(受け手)に利用権の設定を行うものである。また、国の交付金については、国の審査で適正と認められることで12月に交付されることから、農地の賃貸借については、8月に行われる農地パトロール等で現地を確認しているのが現状である。

【所 見】

大規模拡大農業については、規模拡大を目指す担い手が農地利用集積円滑化団体を通じることで、新たに利用権を設定した場合に10a/2万円の交付金が交付される事業で、農業経営等の所得安定対策として実施されていることは大いに評価できるが、借り手としての生産の収支状況を見ると事業としての継続性が維持できるのか疑問であり、今後新たに借り手としての生産性の向上に努めるべきである。

また、桜地区における作付内容を見ても収益が著しく少ないことから、将来的に採算性が採れるよう農地利用集積円滑化団体の責務として一層努力すべきものである。

さらには、農地利用集積円滑化団体として面的な斡旋業務はもとより、貸し手としての利用権の設定前に租税公課等の充分なる把握を怠ることなく、税等の滞納に伴うトラブル防止に心がけることが肝要である。

（3）町有林の樹木の実態と整備等について

【現 状】

本町の町有林の総面積は1,295haで、内訳としては、天然林が919haで全体の71%、人工林が343haで全体の26%、未立木地が33haで全体の3%となっている。

樹種別の構成では、トドマツが全体の50%以上となっており、次にアカエゾマツが21%、カラマツが15%で、その他広葉樹等が12%となっている現状である。

また、標準伐期齢(標準的な立木の伐採時期に関する指標)は、カラマツが30年、トドマツが40年、アカエゾマツが60年となっており、町有林においては、カラマツが47ha、トドマツでは94haが標準伐期齢を経過しているものである。

一方、過去5年間の整備状況は、植林が豊泉、山梨、新富、礼文華地区で60.54ha、下刈りが278.08ha、間伐が新富、高岡、礼文華地区で52.24ha、作業道では新富、山梨地区で2,810mを敷設したところである。

また、平成24年11月に発生した爆弾低気圧等により被害を受けた礼文華地区では、被害木整理で16.6ha、準備地拵えで15.86ha、下刈りと空中散布で215.84haが実施されたところである。

今後の町有林整備等の方向性としては、未立木地の解消を目的とした造林や皆伐跡地への造林を進め、人工林及び天然林の間伐の適期を見極めて実施するなど、資源の循環並びに保育を中心とする森林施業体制の確立を目標とするものである。

【所見】

現地調査を踏まえ、町有林の過去5年間の整備状況を見ると、植林や下刈りはもとより、間伐、作業道敷設、被害木の整理や野鼠被害に対処する空中散布事業等、ほぼ計画的に実施されているのが現状である。

また、標準伐期齢の伐採にあたっては、山地崩壊を防止する観点から、急傾斜地及び河川の傍、または山頂付近の立木については保存帯として残していることは、環境保全に留意しているものと窺える。

森林は、光合成により大気中の二酸化炭素を吸収し炭素を貯蔵しながら成長することで二酸化炭素の吸収源や貯蔵庫としての重要な役割を果たし、老齢林よりも若い森林の方がその吸収源も高いとされていることから、町有林等の伐採計画を粛々と取り進めているものと推察される。

森林の持つ公益的機能を考慮すると、木を「植えて、育てて、利用し、また植える」という森林資源の循環利用を促進することが極めて重要であると思われることから、今後とも町有林整備計画に基づいた実施体制の確立に邁進するとともに町の財産たる町有林全体の評価額と収支状況をご提示願いたい。

(4) 公共施設の管理の実態と今後の見直しについて

【現状】

「天然豊浦温泉しおさい」「社会館・地域交流センター」及び「道の駅とようら」等の公施設の管理体制については、指定管理者制度による施設管理と各公園業務等における委託による施設管理に区分されて行われているのが現状である。

とりわけ、指定管理者制度の下では、5年間という長い契約期間でもあることから得てしてマンネリ化に陥りやすい状況となっており、住民の誰もが押し掛けるような施設(特にレストラン)とはなっていないのが現状である。

【所 見】

これまで、各公園等の管理業務についてはNPO法人豊浦観光ネットワークに委託してきたが、平成26年度「山村広場」等の9公園施設の委託料では、26,244千円と年々増加傾向にあることから、所管においては、各公園整備作業の実態を詳細に把握するとともに、さらなる合理的な手法を確立することで、経費削減に向けての検討をしなければならないものと思慮する。

また、「道の駅とようら」の指定管理者においては、就業規則を再確認するとともに町や関係機関との連携を図りながら、住民の求める業務を迅速、かつ懇切・丁寧に遂行することが強く求められていることから、今後の公施設における管理業務あるいは公園等の委託業務にあたっては、単なる見積り合わせではなく、プロポーザル方式の導入や指名競争入札による手法等、創意工夫を凝らしたもので実施すべきである。

（5）平成26年度第1次産業の生産状況の実態について

【現 状】

本町の基幹産業でもある第1次産業の生産状況については、イチゴについては、アドワンファームが夏イチゴから春イチゴへの品種転換をしたことで500万円程度の減額となったほか、根菜類の収量減に伴い馬鈴薯で800万円の減額、カボチャでは500万円の減額となった。

総体においても、昨年度の3億9800万円に対し3億4700万円と若干の減額傾向となっている。

畜産においては、12月段階の比較で昨年度の17億3600万円に対し16億3700万円となっていることで、確実に昨年度の実績を上回る状況となっている現状である。

一方、水産部門においては漁獲量で4,977t、漁獲金額では13億951万円となっており、前年対比の漁獲量で15%増、漁獲金額では49%の増加となっている。

とりわけ、ホタテの漁獲量では35%増、漁獲金額で78%の増加となっているところである。

また、刺網漁業では漁獲量で20%の減、漁獲金額では11%の減額となっている現状である。

【所 見】

本町の畜産振興においては、生産額等も順調に推移していることから安定化の傾向にあるが、畑作物については、天候に左右される傾向から若干の減少傾向にあるものと言わざるを得ない。

一方、水産業においては、とりわけ、昨年度に発生したホタテの大量斃死が発生していないことから、漁獲量の増加については稚貝の成育が順調に進んだものと考えられる。

漁獲金額の増加では、中国向け需要の増大による全道的なホタテ単価の上昇に伴い、町内のホタテ単価も上昇したものと考察される。

また、本年度からこれまでの共同値決めのほかに、参加希望者による入札制度を導入したことで入札値が共同値決めに比べ高く推移したことも金額の大幅な増加に影響を及ぼしたものと考えられるが、秋口まで続いた燃料単価の上昇やホタテ貝に付着する雑物等の処理費用が増大するなど、今後の漁業経費の増加傾向が予測されることから、漁業者を指導する立場の漁業組合としての一層の体制強化が求められるところである。

以上、委員長報告といたします。

平成27年 6月11日

産業建設常任委員会

委員長 千葉 豊